

2020年12月18日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋本 聖子 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子

公益社団法人 日本助産師会
会長 島田 真理恵

一般社団法人 日本家族計画協会
理事長 北村 邦夫



緊急避妊薬服用に係る支援体制整備に関する要望

我が国のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の向上にご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表します。

女性の生涯にわたる健康に責任をもつ学際的団体である日本看護協会をはじめ、日本助産師会、日本家族計画協会としては、性犯罪被害に遭遇するなどの結果として起こる、計画していない妊娠/予期していない妊娠を回避するために、緊急避妊薬を入手し易い環境整備が行われようとしていることは、朗報です。

しかしながら、適時の緊急避妊薬使用時の留意事項等の助言はもとより、緊急避妊薬服用者の心理・社会的側面に配慮した対応や、その後の避妊教育をあわせた支援体制の整備が必要です。

よって、受胎調節実地指導員並びにアドバンス助産師[®]の業務に関し、以下、要望いたします。

要望事項

緊急避妊薬の使用時に、助産師外来や助産所等で受胎調節実地指導員またはアドバンス助産師[®]による支援が受けられる体制の整備を図られたい。

【要望の背景】

緊急避妊薬を巡っては、2011年2月に承認されて以来、わが国の女性の計画していない妊娠／予期していない妊娠を回避するために多大な貢献をして参りました。しかし、一方で、緊急避妊薬の入手のしづらさが問題になり、海外から緊急避妊薬を個人輸入し無許可販売していた男性が逮捕されるなどの事件が起こっています。そのような中、2020年4月、コロナ禍における時限的・特例的な取扱いとはいえ、対面なしのオンライン診療が開始され、同年7月の「規制改革推進に関する答申」では緊急避妊薬のOTC化を提言、10月になると、内閣府の第5次基本計画策定専門調査会の席上、「避妊をしなかった、または避妊手段が適切かつ十分でなかった結果、予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性の求めに応じて、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師が十分な説明の上、対面で服用させることを条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を利用できるよう検討する」との策定案が盛り込まれ、一挙に、緊急避妊薬のOTC化の議論が高まっております。まだまだ解決しなければならない課題は山積しているとはいえ、妊娠を回避したい女性にとっては、緊急避妊薬が入手し易くなることは朗報です。

一方、わが国では、1952年に受胎調節実地指導員制度を発足させ、以来母体保護法施行規則第17条にある認定講習会を経て、日本家族計画協会だけでも8,654人（2020年3月末現在）の受胎調節実地指導員が誕生しております。また、2015年からは助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢ認証制度がスタートし、科学的な知識と住民に寄り添うことを学んだ受胎調節実地指導員やアドバンス助産師[®]（2020年3月現在約1万2千人）が全国各地で、避妊指導や学校性教育などにおいて大きな役割を果たしていることは今さら申し上げるまでもありません。

受胎調節実地指導員並びにアドバンス助産師[®]は、母体保護法施行規則に則って既に十分な研修を修了していること、その後、現場において避妊指導に当たっていることなどを鑑みますと、受胎調節実地指導員並びにアドバンス助産師[®]を現在議論されているオンライン診療や緊急避妊薬のOTC化の担い手の一部として組み入れることは極めて有益だと確信しております。